

1. 会合名	取引所外売買等に関するワーキング・グループ
2. 日 時	平成 30 年 8 月 2 日（木）14:00～14:30
3. 議 案	○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について
4. 主な内容	○ PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について 事務局より、資料に基づき、PTS 信用取引の導入に係る論点について説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 【主な意見等】 ・ 平成 28 年度の「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集において信用取引に係る規制緩和の提案が提出されたが、本件提案につき検討を行った会議体では、PTS における信用取引全体の枠組みが分かってから検討すべきであるとの合意が得られたため、PTS における信用取引解禁の議論の動向を確認後、再度議論を行うこととされている。本件に関する検討のイメージを伺いたい。 → 本件は本ワーキング・グループではなく、今後、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討されるため、現時点で、事務局から検討イメージを説明することは難しい。本件検討の進捗状況等については、同ワーキング・グループにおける議事概要等で確認いただける。 ・ 平成 29 年 6 月の PTS 信用取引検討会報告書（以下、「平成 29 年報告書」という。）では、銘柄別信用取引週末残高の集計・報告の際に、参加会員は PTS 信用取引残高につき認可会員 2 社の PTS 信用取引残高を合算したデータを東証及び各認可会員に報告することとされている。その後、PTS 信用取引の相互保証の議論の中で、市場ごとの信用取引残高の範囲で証券金融会社に対し貸借申込を行うこととされたことから、各認可会員の PTS 信用取引残高を把握する必要性が生じている。この点については、2 社合算ではなく認可会員ごとの信用取引残高を報告するということでよい。 → 認可会員としては、平成 29 年報告書の記載とは異なるが、個社ごとの残高を報告する方が、PTS 信用取引を取り扱う証券会社における事務の効率性等の観点から望ましい。 → 平成 29 年報告書の検討段階においては、信用取引残高データを作成する際に、可能な限り一本化することで報告義務を負う証券会社における負担軽減になること、また、SOR により新規建てを行う市場と弁済を行う市場が異なる場合があるため、市場区分を設けて報告することに意味が見出せないことから、PTS 分の残高は合算することとされた。その後の検討により、参加を検討して

	いる各証券会社において、PTS についても建玉毎の新規建て市場を記録するようシステム対応する方向であることがわかり、市場毎の報告とした場合でも大きな事務負担の増加はないと判断されること、また、証券金融会社に対する貸借申込を行うに際し、市場ごとの信用取引残高を把握する必要があるため、平成 29 年報告書にある認可会員 2 社の PTS 信用取引残高を合算して報告するという方法にこだわる必要はないと考えられる。 ・ 自主規制規則の一部改正について検討するとしても、監督指針や法令等の一部改正が前提となるが、その理解でよいか。また、それらの検討には時間を要することから、本件検討は監督指針や法令等の改正に係る検討と並行して行うこととし、最終段階において当局と擦合せを行うことで対応する必要があると考えられるが、如何。 → お見込みのとおり。 ・ 例えば、自主規制規則の一部改正案のタタキ台のようなものがあると分かりやすく、議論しやすいのではないかと考えられるが、次回会合においては事務局から規則改正案の事務局から一部改正案のタタキ台のようなものを提示してもらうこととしたい。 ・ PTS 信用取引の解禁のための金融審議会市場ワーキング・グループの報告書に掲げられた課題について、業界における議論がなされ、自主規制規則等に反映されたならば、それに基づき認可会員において PTS 信用取引の仕様ともいうべき事項を規約等に盛り込む必要があると認識している。その仕様については、認可会員 2 社において同様の内容とすることについて合意し、今後、PTS 信用取引を取り扱う予定の証券会社とも協議を行うが、我々認可会員 2 社に要請したい事項等があれば、両社のどちらかに伝えていただきたい。 ○その他 本年 7 月 1 日に施行された売買停止に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について、実務の開始に伴い会員から寄せられた質問と事務局の考え方について、事務局から参考資料に基づき報告が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。 ・ 取引所外売買を行うのはほぼ機関投資家に限られていること、立会外売買終了時間後はほとんど売買が行われないことを前提として、規則を改正したが、翌日の取引所取引開始前については、考慮が足りない部分があると感じられるために問題提起をした。各社において運用する中で不便な点があれば、今後本ワーキング・グループにおいて検討することも考えられる。 以 上
--	--

5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8481)